

資料 1

2 業務起因性の判断

- (1) 労働者等として従事した粉じん作業と事業主等として従事した粉じん作業とを比較検討し、次のイからハまでに掲げる事項のいずれにも該当する場合には、業務起因性があるものとして取り扱う。
 - イ. 粉じんの種類に明らかな差異が認められないこと。
 - ロ. 粉じんの濃度に明らかな差異が認められないこと。
 - ハ. 労働者等としての粉じん作業従事期間が事業主等としての粉じん作業従事期間より明らかに長いと認められること。
- (2) 上記(1)に該当しない場合には、従事した粉じん作業の内容、粉じんの種類、気中粉じん濃度、作業の方法、粉じん作業従事期間、1日の粉じん作業時間等の調査及びじん肺の経過等に関する地方じん肺診査医等の意見聴取を行ったうえで、総合的に業務起因性の判断を行うこと。

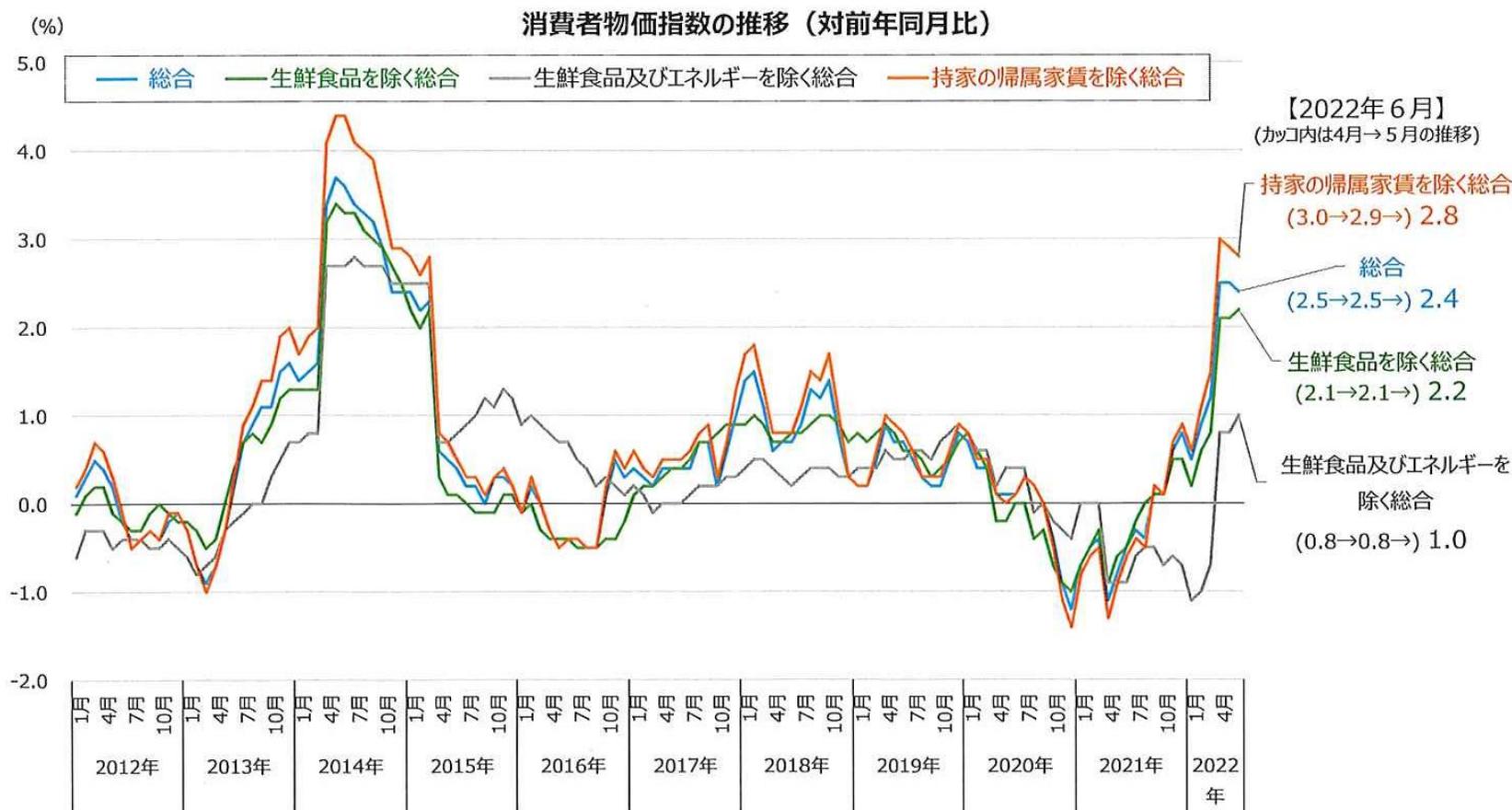
(3) 粉じん作業従事期間

- イ 通達記の1の対象者に該当することが把握された者については、聴取り調査等により、労働者としての粉じん作業従事期間、特別加入者としての粉じん作業従事期間及び事業主等としての粉じん作業従事期間の区別並びに作業方法その他必要な事項を把握すること。
- ロ. 通達記の2の(1)のハの「労働者等としての粉じん作業従事期間が事業主等としての粉じん作業従事期間より明らかに長いと認められること」とは、3年以上の差を有する場合をいうこととする。
- ハ. 労働者等として従事した粉じん作業と事業主等として従事した粉じん作業との前後関係については、これを考慮しないこととして差し支えない。

出典：労働省 1986年2月3日基発第51号「粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いについて」及び、事務連絡第73号「粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いに関する留意事項等について」より抜粋

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2022年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.4%、「生鮮食品を除く総合」は+2.2%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.0%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+2.8%となっている(いずれも対前年同月比)。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(%)

	持家の帰属家賃を除く総合
202201	0.6
202202	1.1
202203	1.5
202204	3.0
202205	2.9
202206	2.8
202207	3.1
202208	3.5
202209	3.5
202210	4.4
202211	4.5
202212	4.8

総務省「消費者物価指数」